



埼玉県報

第54号
令和元年(2019年)
11月8日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 使用料及び手数料の収納事務委託（精神保健福祉センター）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 名細第一土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 行田都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 越谷都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 一般国道254号の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道日高川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道鴻巣川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道平沼中老袋線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道254号の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 県道日高川島線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 庄和浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する入札公告（水道管理課）
- 行田浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する入札公告（水道管理課）
- 新三郷浄水場排水処理施設運転管理業務委託に関する入札公告（水道管理課）

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

埼玉県議会令和元年十月臨時会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第４号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,897,275,246千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加及び変更は、「第２表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		28,996,095	17,973	29,014,068
	2 手数料	10,991,644	17,973	11,009,617
9 国庫支出金		163,007,275	15,302	163,022,577
	1 国庫負担金	105,300,037	15,302	105,315,339
13 繰越金		948,022	10,678	958,700
	1 繰越金	948,022	10,678	958,700
歳 入 合 計		1,897,231,293	43,953	1,897,275,246

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		24,655,210	35,619	24,690,829
	1 農 業 費	8,276,547	1,087	8,277,634
	3 畜 産 業 費	2,153,473	34,532	2,188,005
7 商 工 費		18,946,269	8,334	18,954,603
	1 商 工 業 費	18,662,966	8,334	18,671,300
歳 出 合 計		1,897,231,293	43,953	1,897,275,246

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者災害緊急融資貸付事業利子補助（令和元年度融資分）	令和2年度から 令和11年度まで	190,000

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業近代化資金等利子補助（令和元年度融資分）	令和2年度から 令和22年度まで	105,260	令和2年度から 令和22年度まで	178,928

告 示

埼玉県告示第六百三十四号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第六百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立精神保健福祉センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介	令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） UNICUS 秩父

埼玉県秩父市大宮字下上野台九百五外

（変更後） UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十二者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十三者

ハ 変更年月日

令和元年五月一日外

ニ 届出年月日

令和元年十月二十八日

二 縦覧期間

令和元年十一月八日から令和二年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月八日から令和二年三月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前七時四十五分

荷さばき施設四 午前六時から午前七時四十五分

（変更後） 荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前零時から午前七時四十五分

荷さばき施設四 午前六時から午前七時四十五分

ハ 変更年月日

令和元年十一月二十一日外

ニ 届出年月日

令和元年十月二十八日

二 縦覧期間

令和元年十一月八日から令和二年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月八日から令和二年三月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

令和元年十月十二日の台風第十九号の暴風雨による災害を令和元年十一月八日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年十一月五日認可した。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

名細第一土地改良区

二 事務所所在地

川越市

告示

埼玉県告示第六百四十号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

令和元年十月十一日から令和二年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

加須市、久喜市

四 作業期間

令和元年十月三十日から令和元年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成）

三 作業地域

利根川上流河川事務所管内渡良瀬遊水地（埼玉県加須市）

四 作業期間

令和元年十月二十九日から令和元年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

令和元年十一月一日から令和二年七月十日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画道路三・三・一号越谷吉川線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

吉川市平沼の一部

ロ 削除する土地の区域

吉川市吉川の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部

都市計画課、吉川市都市整備部都市計画課、松伏町新市街地整備課

四 縦覧期間

令和元年十一月八日から令和元年十一月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 免許の取消しをした年月日
令和元年十月三十一日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
齧島 元男
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第三三二八号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第二号による

告示

埼玉県告示第六百四十七号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社アシスト	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
		長沼和義	埼玉県越谷市蒲生西町一丁目八番七十号サテライト10ビル101

告示

埼玉県告示第六百四十八号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社一神	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
		富山学	埼玉県八潮市大字西袋九百六十番地百二

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
先まで	比企郡川島町大字中山字蛭田一八一番二地先から同郡同町かわじま二丁目五番地	区間
一六・九二〽五二・五六	二八・四四〽五七・五五	敷地の幅員 (メートル)
五六七・七〇		延長 (メートル)
首都圏中央連絡自動車道整備に係る移管		備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 日高川島線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
三五七番一地先まで	比企郡川島町大字三保谷字元宿三六四番一地先から同郡同町大字三保谷字元宿	区間
一〇・〇一〜三〇・八五	一〇・〇一〜一〇・三四	敷地の幅員 (メートル)
一七一・一五		延長 (メートル)
首都圏中央連絡自動車道整備に係る移管		備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	比企郡川島町大字平沼字中 九〇一番一地先から同郡同 町大字平沼字西五八七番二	区 間
九・九二〇二七・五四	九・九二〇十二・五六	敷地の幅員 (メートル)
	一八八・四六	延長 (メートル)
整備に係る移管	首都圏中央連絡自動車道	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 平沼中老袋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一三三二番一地先まで</p> <p>同郡同町大字平沼字一丁田</p>	<p>比企郡川島町大字平沼字一丁田一三四一番二地先から</p>	<p>区間</p>
<p>一六・一九〇一九・五七</p>	<p>一三・六二〇一七・九七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一七・一七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>整備に係る移管</p>	<p>首都圏中央連絡自動車道</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 比企郡川島町大字中山字蛭田一八一番二地先から

同郡同町かわじま二丁目五番地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年十一月九日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和元年十一月八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 日高川島線 比企郡川島町大字三保谷字元宿三六四番一地先から

同郡同町大字三保谷字元宿三五七番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和元年十一月九日

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年十一月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和元年十一月 一日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千五百 二十三番一、三千五百二十三番一、三千五百二 十三番三、三千五百二十三番四	指定に係る道路の位置
六十八・六〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県公営企業告示第四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

令和元年十一月八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名

019庄委第7-1-2号庄和浄水場排水処理施設運転管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和2年2月1日（土）から令和5年1月31日（火）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県春日部市東中野地内 ほか 埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、以下に示す建設業の許可を受けている者であること。

機械器具設置工事業

(2) 平成21年4月1日以降公告日までの間、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約により、以下いずれかの実績を有すること。

- ・汚泥脱水機に係る3,000万円以上の新設、更新又は修繕工事を完成させた実績。
なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

- ・排水処理施設に係る運転管理業務委託を3年以上履行した実績。なお、共同企業体の場合は、代表構成員の他、構成員としての実績を含む。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記(5)ただし書きに該当する者にあつては、手続開始以降のものであること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）
- (8) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (9) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒344-0113 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地

埼玉県庄和浄水場総務担当

電話 048-746-4411

電子メールアドレス n464411@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年 12 月 13 日（金）午前 10 時から令和元年 12 月 18 日（水）午後 3 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年 12 月 13 日（金）午前 10 時から令和元年 12 月 18 日（水）午後 3 時まで（必着）

なお、郵送する場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庄和浄水場 令和元年 12 月 19 日（木）午前 10 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年 11 月 22 日（金）午後 3 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を 3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したものの

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他

ア 本件入札は、対象となる調達に係る令和2年度以降における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Management and Maintenance of Wastewater Treatment Facility at the Saitama Prefectural Government Showa Water Filtration Plant.

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 pm , 18 December , 2019

By registered mail: 3:00 pm , 18 December , 2019

(3) Contact Information: General Affairs Division, Showa Water

Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise, Saitama Prefectural

Government

100 Shinshukushinden, Kasukabe-shi, Saitama-ken, 344-0113

Tel. 048-746-4411

E-mail n464411@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十一月八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名

019行委第7-1-2号行田浄水場排水処理施設運転管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和2年2月1日（土）から令和5年1月31日（火）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県行田市小針地内 埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、以下に示す建設業の許可を受けている者であること。

機械器具設置工事業

(2) 平成21年4月1日以降公告日までの間、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約により、以下いずれかの実績を有すること。

- ・汚泥脱水機に係る3,000万円以上の新設、更新又は修繕工事を完成させた実績。
- なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

・排水処理施設に係る運転管理業務委託を3年以上履行した実績。なお、共同企業体の場合は、代表構成員の他、構成員としての実績を含む。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記(5)ただし書きに該当する者にあつては、手続開始以降のものであること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）
- (8) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (9) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒361-0024 埼玉県行田市小針1632

埼玉県行田浄水場総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年 12 月 13 日（金）午前 10 時から令和元年 12 月 18 日（水）午後 3 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年 12 月 13 日（金）午前 10 時から令和元年 12 月 18 日（水）午後 3 時まで（必着）

なお、郵送する場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場 令和元年 12 月 19 日（木）午前 10 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年 11 月 22 日（金）午後 3 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を 3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他

ア 本件入札は、対象となる調達に係る令和2年度以降における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Management and Maintenance of Wastewater Treatment Facility at the Saitama Prefectural Government Gyoda Water Filtration Plant.

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 pm , 18 December , 2019

By registered mail: 3:00 pm , 18 December , 2019

(3) Contact Information: General Affairs Division, Gyoda Water

Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise, Saitama Prefectural

Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

E-mail k593660@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十一月八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名

019新委第7-1号新三郷浄水場排水処理施設運転管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和2年2月1日（土）から令和5年1月31日（火）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼1番地 埼玉県新三郷浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、以下に示す建設業の許可を受けている者であること。

機械器具設置工事業

(2) 平成21年4月1日以降公告日までの間、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約により、以下いずれかの実績を有すること。

- ・汚泥脱水機に係る3,000万円以上の新設、更新又は修繕工事を完成させた実績。
- なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

・排水処理施設に係る運転管理業務委託を3年以上履行した実績。なお、共同企業体の場合は、代表構成員の他、構成員としての実績を含む。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記(5)ただし書きに該当する者にあつては、手続開始以降のものであること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）
- (8) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (9) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (10) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼1番地

埼玉県新三郷浄水場総務担当

電話 048-953-6565

電子メールアドレス q536565@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年12月13日（金）午前10時から令和元年12月18日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年12月13日（金）午前10時から令和元年12月18日（水）午後3時まで（必着）

なお、郵送する場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 令和元年12月19日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年11月22日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他

ア 本件入札は、対象となる調達に係る令和2年度以降における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Management and Maintenance of Wastewater Treatment Facility at the Saitama Prefectural Government Shin-misato Water Filtration Plant.

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 pm , 18 December , 2019

By registered mail: 3:00 pm , 18 December , 2019

(3) Contact Information: General Affairs Division, Shin-misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise, Saitama Prefectural

Government

1 Minamihasanuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028

Tel. 048-953-6565

E-mail q536565@pref.saitama.lg.jp